

バリアフリー新法基本方針（平成18年制定）における目標
 〈平成22年（2010年）までの達成目標〉

○ 旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、原則としてすべて、

- ・ 段差の解消
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - ・ 障害者用トイレの設置
- 等のバリアフリー化を実施する。

○ 車両等

車両等の種類	車両等の総数	目標値
鉄軌道車両	約52,000	約26,000（約50%）
バス車両	約60,000	平成27年までに、原則としてすべて、低床化された車両に代替 （うちノンステップバス） 約18,000（約30%）
福祉タクシー	—	約18,000
旅客船	約1,000	約500（約50%）
航空機	約530	約340（約65%）

社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）

における達成目標（平成19年度まで）

- ・ 段差の解消・・・7割強
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備・・・8割強